

江戸川区介護保険住宅改修費受領委任払いの実施等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「被保険者等」という。）の一次的な経済的負担を軽減するため、住宅改修費の受領委任払いの実施及び事業者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(受領委任払い)

第3条 この要綱において「受領委任払い」とは、被保険者等が住宅改修の工事費のうち、自己負担分を住宅改修の施工事業者（以下「施工事業者」という。）に支払い、施工事業者が被保険者等の委任を受けて、江戸川区から住宅改修費の支払いを受ける方法をいう。

2 前項の規定による受領委任払いは、被保険者等が次の各号のいずれかに該当する場合は行わない。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。
- (2) 法第67条第1項又は同法第68条第1項に規定する保険給付差止めの記載を受けているとき。
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。

(受領委任払い取扱事業者の登録)

第4条 受領委任払いの登録を受けようとする施工事業者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去1年以内に介護保険における住宅改修費の支給対象工事を行っていること。
- (2) 介護保険における住宅改修費の支給対象工事内容について、十分な知識があること。

2 受領委任払いの登録を受けようとする施工事業者は、事業所ごとに登録届出書に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 確約書
- (2) 納税証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

3 区長は、前項の規定により、受領委任払い取扱事業者（以下「登録事業者」という。）として登録を行ったときは、登録通知書により当該登録事業者にその旨を通知するものとする。

4 登録の有効期間は、3年間とする。

(変更の届出等)

第5条 登録事業者は、事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書により区長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し、又は再開するとき若しくは登録を辞退するときは、速やかに廃止・休止・再開・辞退届出書により区長に届け出なければならない。

(事業者の責務)

第6条 登録事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者等の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

(登録内容の情報提供)

第7条 区は、被保険者等、居宅介護支援事業者等に対し、登録事業者の所在等について情報提供を行う。

(事業者の登録の取消)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者等の身体、財産等を傷つけた場合
- (2) 不正手段により第4条の登録を受けた場合又は住宅改修費の請求を行った場合
- (3) 各種法令等を遵守しなかった場合
- (4) その他、区長が登録の取消について必要と認めた場合

2 区長は、前項の規定に基づき登録の取消を行ったときは、取消通知書により当該取消を受けた登録事業者に通知するものとする。

(住宅改修の実施、承認等)

第9条 受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けようとする被保険者等は、住宅改修の工事を行う前に、同意書に、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）

第75条第1項第1号から第4号又は同令第94条第1項第1号から第4号までに記載されている書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該申請に係る住宅改修の承認をしたときは、住宅改修費事前確認書により被保険者等に通知するものとする。

3 前項に規定する承認を受けた被保険者等は、住宅改修の工事の完了後、省令第75条第1項第5号から第7号まで又は同令第94条第1項第5号から第7号までに記載されている書類を区長に提出しなければならない。

4 区長は、被保険者等が住宅改修の工事の完了までに第3条第2項各号に規定する要件のいずれかに該当すると認めたとき、又は受領委任払いによる支給が不相当と認めたときは住宅改修の承認を取り消すこととする。

5 第1項及び第3項の場合において、工事を行った登録事業者は、被保険者等からの依頼を受けたときは書類提出の代行を行うことができる。

(支給または不支給の決定)

第10条 区長は、第9条第3項の書類を受理したときは、内容を審査のうえ、当該住宅改修費に係る支給又は不支給の決定を行い、支給（不支給）決定通知により被保険者等及び工事を行った登録事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により住宅改修費の支給を決定したときは、速やかに住宅改修費を工事を行った登録事業者に対して支払うものとする。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年11月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 区長は、この要綱の施行日前においても、受領委任払い取扱事業者の登録等に関し必要な手続きを行うことができる。